

令和8年度 前橋市立前橋特別支援学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止基本方針作成に当たって

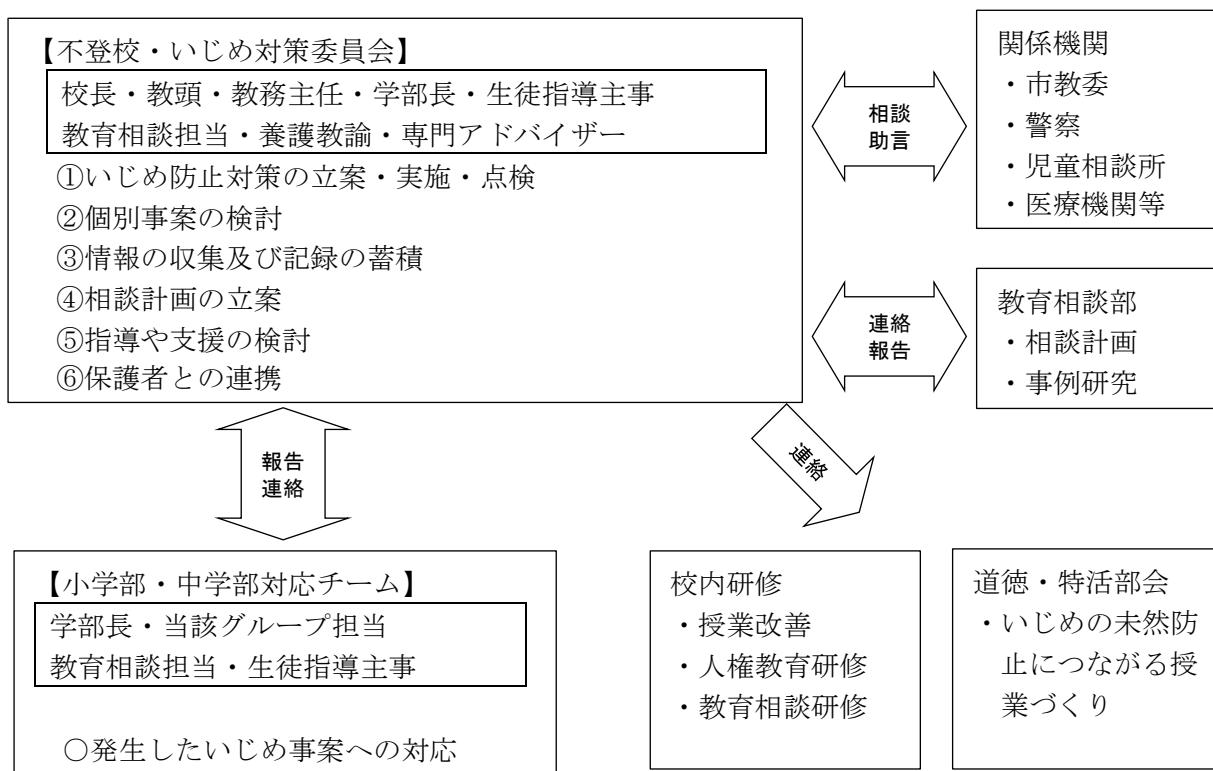
(1) 前橋市立前橋特別支援学校の基本的な考え方や方針等

- ①全ての教育活動を通して、「いじめを絶対に許さない学校」づくりを進める。
- ②全ての教育活動を通して、児童生徒と教職員が「自分も他人も大切な存在である」という気持ちや態度を育むようにする。
- ③いじめの早期発見・早期対応のために、組織的に取り組む。
- ④教職員は日頃から児童生徒一人一人の実態をきめ細かく把握し、また保護者との連絡を密にすることで、児童生徒が安心して学校生活を送れるようにする。

(2) 目指す児童生徒像

- ・明るく元気に過ごし、いじめをしない子
- ・みんなと仲よくし、なかまはずれをしない子

2 組織及び校内体制について



3 いじめの未然防止

(1) 基本方針

- ・全ての児童生徒が参加・活躍し、達成感をもてる授業づくりを通して、一人一人の自己有用感の向上を図る。
- ・児童生徒が互いに認め合える集団づくりと安心して過ごせる環境づくりを通して、生命や人権を大切にする心を育む。

(2) 指導計画・研修計画

- ・校内委員会の適時開催
- ・児童生徒理解会議
- ・人権教育研修

(3) 保護者・地域・他校との連携

- ・保護者と積極的にコミュニケーションをとることで、信頼関係の確立に努める。
- ・地域の行事への参加や周辺校との交流経験の機会を設け、児童生徒の自己有用感を高められるようにする。

(4) 校内研修

- ・全ての児童生徒が参加・活躍し、達成感をもてる授業づくりを推進する。
- ・いじめを始めとする児童生徒指導上の諸問題に関する内容や、人権教育や人権感覚を高める内容の校内研修を実施する。

4 いじめの早期発見

(1) 基本方針

- ・些細な兆候を見逃さず、「いじめ」ではないかという疑いをもって、早い段階からの的確な関わりを持つ。
- ・いじめを隠したり、軽視したりすることなく教職員間で情報を共有する。
- ・学期に1回、学校生活に関するアンケートを行い、児童生徒の悩みの実態把握に努める。
- ・日々の観察や信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す変化を見逃さないよう、アンテナを高く持つ。

(2) 生徒の些細な変化に気付くための取組

- ①日常的な児童生徒の行動等の観察を徹底する。
- ②日常的な連絡や情報共有を通して、保護者と丁寧な連携を行う。
- ③欠席状況を把握する
- ④放課後等デイサービスや地域をはじめとする関係機関と、積極的な情報交換を行う。

(3) 情報を確実に共有するための取組

- ・学年会や学部会等で児童生徒についての情報交換を定期的に行い、必要に応じて「不登校・いじめ対策委員会」を開き、更なる情報収集等、組織的に対応する。

(4) 情報に基づいた対応の方針を立案実施

- ・「不登校・いじめ対策委員会」を開き、速やかに方針を立案する。

5 いじめに対する対応

(1) 基本方針

- ・いじめの疑いがあるような行為が発見された場合は速やかに「いじめ防止対策会議」を開き、組織的に対応する。
- ・被害者児童・生徒及び保護者を守ると共に、加害者児童・生徒及び保護者への指導・支援を行う。

(2) 重大事態の発生の場合

- ・重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに市教育委員会へ報告・相談をし、連携を図りながら対応する。「いじめ防止対策会議」を開き、速やかに対処する。適切な調査方法を検討・実施し、事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

(3) その他

- ・いじめが犯罪行為と認められる場合や児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合は警察に通報する。

6 その他

○評価と改善について

- ・「学校いじめ防止基本方針」は毎年度評価し、いじめ防止対策会議と職員会議を経て改善、改定をしていく。

○保護者・地域への情報発信と啓発行動について

- ・「学校いじめ防止基本方針」について保護者や地域に周知し連携や啓発を図る。